

用語解説

協働

この基本方針（案）では、区民活動団体、企業、区が、互いに自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力すること。

パートナーシップ

この基本方針（案）では、区民活動団体、企業、区が、自己の責任のもと、互いを理解し尊重したうえで、活動の公開性を保ちながら、共通の目標に向かって対等に協力し合う関係。

セクター

ある特定の性質に基づいて組織された分野または部門のことをいう。この基本方針（案）では、NPO や自治会・町会などの地縁団体を「区民活動団体」セクター、企業などの経済団体を「企業」セクター、自治体である大田区を「区」セクターというように、三つの分野に分類している。

NPO

自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

特定非営利活動法人（NPO 法人）

NPO のうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき、権利・義務の主体となり得る法人格を取得した団体。

特定非営利活動促進法（NPO 法）

1995 年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動に対する世の中の関心が急速に盛り上がり、NPO の活動が脚光を浴びた。そうしたなかで、市民活動を支援する法律を制定する動きが起こり、1998 年 3 月に制定され、同年 12 月に施行された法律である。この法律によって民間非営利組織が法人格を取得し、「組織」として社会的な契約を結びやすくなった。

任意団体

法人格を持たない任意に結成された団体のこと。

中間支援 NPO

NPO の活動支援を目的とした NPO で、次のような活動支援が挙げられる。

- ・ 資金・人材・情報などの提供者と NPO の橋渡し。
- ・ 自ら蓄積したネットワークを活用し、NPO が抱える問題の解決。
- ・ 人材育成や経営ノウハウのアドバイス。
- ・ NPO 活動を活性化させるための制度提言。

自治会・町会

住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住み良い環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。

区内には、区連合会に加盟登録している 212 の自治会・町会があり、加入率は約 79% となっている。（平成 15 年 4 月現在）

インターンシップ

NPOなどで将来の就労などのために、短期間業務体験し、NPO活動に関わりながら活動内容や運営方法を実践的に学ぶこと。

プロポーザル方式

業務委託を行う場合など、委託者が予め用意した業務概要に対し、公募または複数の団体を指名し、発想、解決方法、経験、能力等を企画提案書にして申込みをしてもらい、それを審査し、最も優れた企画提案書を提出した団体を契約の相手とする方法。

エセナおおた（男女平等推進センター）

男女共同参画社会の実現を図るとともに、区民の自主的な活動の場を提供することを目的とした施設。公募委員や男女平等推進活動団体等の14人以内の区長が委嘱する委員で構成する区民自主運営委員会により、大田区男女平等推進プランに則した男女共同参画社会の実現を促進するため、各種事業を実施している。

また、平成16年度より、区が指定する団体（指定管理者）が管理を行う。

所在地：大田区大森北四丁目16番4号

大田文化の森

旧大田区役所跡地に建てられた複合文化施設。施設管理は、（財）大田区文化振興協会が区から委託されている。地域の活性化、区民活動の支援、新たな区民文化の創造と発信を役割としている。公募委員を含む15人程度の区長が委嘱する委員で構成される運営協議会により、各種文化事業を計画・実施している。

所在地：大田区中央二丁目10番1号

子ども家庭支援センター

子どもの健全な育成の寄与を目的に、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援事業を行う施設。総合相談事業、ファミリー・サポート事業、地域子育てコミュニティの育成支援事業を行っている。公募委員を含む15人以内の区長が委嘱する委員で構成する運営委員会が設置され、センターの運営に関して協議するとともに、一部の事業は区との協働により運営委員会が行っている。

所在地：大田区上池台二丁目35番18号

特別出張所

区内に18か所あり、住所の異動、印鑑登録、戸籍の届け出など、暮らしに関わりのある事務のほか、地元消防、警察、清掃、学校等の官公庁、自治会・町会などの地縁団体、民生委員、保護司、消防団、PTA等の団体との連絡調整を行っている。また、地域防災、青少年健全育成に関する事務を行っている。区民センター、文化センター等の地域施設を擁している。